

千葉県先天性股関節脱臼検診事業実施要領

1 目的

乳児を対象として、股関節検診を実施し、先天性股関節脱臼を早期に発見し適正な治療を行うことを目的とする。

2 対象者

生後3か月から7か月の乳児（8か月になる前日まで）で1次検査（臨床検査）の結果、異常が認められたものとする。

3 実施方法

(1) 1次検査（臨床検査）

乳児一般健康診査により、当該契約医療機関で実施するものとする。

ただし、別に定める「先天性股関節脱臼2次検査協力医療機関」（以下「協力医療機関」という。）のうち、乳児一般健康診査受診票を取扱わない整形外科においては、先天性股関節脱臼検診無料受診券（様式第1号）（以下「無料受診券」という。）で実施できるものとする。

(2) 2次検査（X線検査）

(1)において異常の認められた乳児は、無料受診券により実施するものとする。

なお、X線検査は、1枚とし、インファントヒップホルダーを使用するものとする。

4 実施場所

協力医療機関とする。

5 実施時間

協力医療機関の指示によるものとする。

6 委託料

別に定める額とする。

7 請求方法及び支払方法

千葉県は、医療機関等から提出される「先天性股関節脱臼検診料請求書」を確認し、委託契約に基づき検診料を支払うものとする。

8 先天性股関節脱臼検診無料受診券交付場所

各区保健福祉センター健康課、区役所市民総合窓口課、区政事務センター、市民センター等で交付するものとする。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 9 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。